証券コード：8209
2022年６月９日

株　主　各　位

大阪府大東市寺川三丁目12番１号
株式会社フレンドリー
代表取締役社長　國　吉　康　信

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からご来場をお控えいただき、書面により議決権行使していただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年６月23日（木曜日）午後５時45分**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.　**日　　時**　　**2022年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前９時）**
　　定員を**先着20名**とさせていただきます。

2.　**場　　所**　　**大阪府大東市寺川三丁目12番１号　当社１階会議室**
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3.　**目的事項**

　報告事項　　第68期〔自 2021年４月１日　至 2022年３月31日〕事業報告及び計算書類報告の件

　決議事項

　第１号議案　　定款一部変更の件

　第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

　第３号議案　　監査等委員である取締役１名選任の件

以上

1. **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。**

2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウエブサイト（https://www.friendly-co.com）に掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「1.会社の現況に関する事項」（1）事業の経過及びその成果、（3）対処すべき課題、（4）財産及び損益の状況の推移、（6）主要な事業内容、（7）主要な営業所及び店舗、（8）使用人の状況、（9）主要な借入先、「2.会社の株式に関する事項」、「3.会社役員に関する事項」（2）責任限定契約の内容の概要、（8）社外役員に関する事項、「4.会計監査人の状況」、「5.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類、監査報告につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト（https://www.friendly-co.com/ir/）に掲載させていただきます。

＜株主総会における新型コロナウィルス感染防止のための運営について＞

１．株主総会当日の入場制限

定員を先着20名とさせていただきます。（受付開始予定：午前９時）

※新型コロナウィルス感染拡大防止のため座席間隔を広げることから、例年に比べ、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。

※当日は、先着順にてご入場いただきますので、ご来場いただきましても株主総会会場にご入場いただけない可能性がございます。

２．お土産の廃止

株主総会へのご来場、ご出席にかかわらず、株主様へのお土産につきましては、昨年より廃止させていただいております。

３．株主総会へのご出席を検討されている株主様へのご理解とご協力のお願い

(1) 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を推奨いたします。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされぬようお願い申し上げます。
(2) ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願い申し上げます。
(3) お子さまを同伴してのご出席は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
(4) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温の実施へのご協力をお願い申し上げます。
(5) 株主総会当日は、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる株主様につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

本株主総会においては、近況報告会はございません。

添付書類

事　業　報　告

〔自 2021年４月１日
至 2022年３月31日〕

1.　会社の現況に関する事項

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資総額は、18,783千円であり、その内訳は次のとおりであります。

店舗設備	14,554千円
その他	4,229千円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジョイフルであり、同社は当社の株式を1,496千株（議決権比率52.46%）保有いたしております。

親会社との取引については、一般的取引条件同様に、市場価格等を十分に勘案し、親会社と協議のうえ、合理的な価格としております。親会社からの資金の借入れについては、親会社と協議のうえ、合理的な金利としており、市場金利動向等を勘案して決定しております。

当社の取締役会は、このような取引条件を把握し当社の利益を害するものでないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

3.　会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國　吉　康　信	株式会社ジョイフル 専務取締役営業本部長 台灣珍有福餐飲股份有限公司 監察人
取締役管理本部長	小　椋　知　己	株式会社ジョイフル 経理部長
取締役営業本部長	田　之　頭　悟	
取締役（常勤監査等委員）	若　林　弘　之	
取締役（社外監査等委員）	渋　谷　元　宏	しぶや総合法律事務所 代表
取締役（社外監査等委員）	後　藤　研　晶	

（注）1.　取締役渋谷元宏氏及び取締役後藤研晶氏は、社外取締役であります。
2.　取締役渋谷元宏氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3.　監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、取締役若林弘之氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4.　取締役兼務者以外の執行役員

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	八　木　徹	商品・営業企画本部長

(3) 補償契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）である國吉康信氏、小椋知己氏、田之頭悟氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により塡補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員報酬等

イ．役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

(1) 当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。

(2) 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。

(3) 監査等委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

ロ．役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、金銭報酬は、固定報酬である基本報酬のみであり、非金銭報酬及び業績連動報酬は該当ありません。

ハ．役員報酬の決定手続き

(1) 役員報酬の基本方針に沿って公正且つ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

(2) 各役員の個人ごとの報酬の具体的決定については、監査等委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬については取締役会で、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

ニ．役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬

2021年６月25日開催の第67回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額２億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）であり、当該報酬限度額の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職務内容を勘案して決定しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名です。

(2) 監査等委員である取締役の基本報酬

2021年６月25日開催の第67回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額５千万円以内であり、各監査等委員である取締役の報酬は当該報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

ホ．個人別の役員報酬等の額の決定権限を有する者

取締役会は、監査等委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、役員の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。取締役会の議長は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下の通りです。

代表取締役社長　國吉 康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任に関して監査等委員会の審議及び取締役会の決議を得た上で、人事及び総務部門の責任者が個人別報酬の原案を作成し、管理本部を所掌する取締役の承認を得ることとしております。

ヘ．役員に対し報酬等を与える時期

個人ごとの役員に対する基本報酬は、月例の固定報酬としております。

ト．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定について、監査等委員会の審議結果を取締役会での報告を踏まえて、取締役会の議長（代表取締役社長）が個人別の報酬等の内容を決定することを委任する旨決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
監査等委員である取締役 （うち社外監査等委員）	8,460 (4,500)	8,460 (4,500)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	2,448 (1,200)	2,448 (1,200)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)

（注）1.　使用人兼務取締役に対する使用人給与を１名に6,600千円支給しております。

2.　期末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち無支給２名）、監査等委員である取締役は３名であります。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役社長）は、親会社と協議し、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役社長　國吉　康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数

当社定款第19条に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内、監査等委員である取締役は４名以内とする旨定めております。

（注） 本事業報告の記載金額・株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第１項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第２項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第２条を設けるものであります。なお、本附則第２条は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（株主総会参考書類等の電子提供措置） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交布する書面に記載しないことができる。
附則	附則
（新設）	第2条　変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除並びに変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定に関わらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 ３　本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名全員は、任期満了となります。つきましては、より一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）を１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行った結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び実績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しているとの見解をいただきました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【再任】 くにより　やすのぶ 國吉康信 （1974年７月20日生）	1999年１月　株式会社ジョイフル入社 2007年３月　同社取締役商品本部生産物流部長 2008年３月　同社取締役営業企画本部長 2009年３月　同社取締役営業本部長 2010年３月　同社取締役商品本部長 2011年９月　同社取締役経営戦略室長 2013年10月　同社取締役営業本部長 2018年１月　同社取締役市場開発本部長 2018年４月　同社専務取締役市場開発本部長 2020年６月　台灣珍有福餐飲股份有限公司監察人（現任） 2020年10月　株式会社ジョイフル専務取締役営業本部長（現任） 2021年１月　当社代表取締役社長（現任）	ー株
		（取締役候補者とした理由） 2021年１月から当社の代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。 経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般を管掌し適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">【再任】

おぐら　ともき
小　椋　知　己
（1975年１月12日生）</td><td>2001年６月　株式会社ジョイフル入社
2010年４月　同社マーケティング部マーケティング室課長
2012年10月　同社経営戦略室課長
2014年４月　同社管理本部経理部長代理
2015年１月　同社経理部長
2018年６月　当社取締役管理本部長
2019年６月　当社取締役退任
2019年10月　株式会社ジョイフル経理部長（現任）
2021年１月　当社取締役管理本部長（現任）</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
2018年６月から2019年６月まで及び2021年１月から当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、管理本部長として、人事・総務・経理部門を管掌し適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">【再任】

たのがしら　さとる
田　之　頭　悟
（1970年５月９日生）</td><td>1993年２月　当社入社
2018年10月　当社業務推進部営業管理課長
2019年10月　当社なじみ野・土筆んぼう事業部統括
2020年１月　当社商品本部商品部長
2020年７月　当社取締役商品本部商品部長
2021年１月　当社取締役営業本部長（現任）</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
当社入社以来、営業推進、なじみ野・土筆んぼう事業部、商品部、営業本部の業務経験を有し、2020年より取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	【新任】 八木（やぎ）　徹（とおる） （1963年１月20日生）	2006年２月　キュービーネット株式会社入社 同社CS本部執行役員 2008年12月　株式会社ドトールコーヒー入社 2009年４月　同社直営統括本部長 2015年４月　株式会社シュゼット入社 同社外販営業部海外事業開発部部長 2018年12月　株式会社ジョイフル入社 同社経理部部長代理 2019年６月　当社取締役執行役員営業本部長 2021年１月　当社取締役退任 2021年１月　当社商品・営業企画本部長（現任）	ー株
		（取締役候補者とした理由） 2019年６月から2021年１月まで当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を取締役会の決議を経て締結しております。
國吉康信氏、小椋知己氏、田之頭悟氏の再任が承認され就任した場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、八木徹氏の選任が承認され就任した場合、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を保険会社との間で取締役全員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、いずれもＤ＆Ｏ保険の被保険者に含められることとなります。また、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は当社が全額負担しております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

独立社外取締役の増員によるガバナンスの強化及び取締役会の多様性を高めるため、監査等委員である社外取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である社外取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
【新任】【社外】 【独立】 さかもと　よしこ 坂　本　佳　子 （1982年５月31日）	2011年９月　司法試験合格 2012年12月　弁護士登録（大阪弁護士会） 2012年12月　重次法律事務所入所 2014年12月　重次法律事務所退所 2015年１月　新谷・須田共同法律事務所入所（現任）	―株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）1. 坂本佳子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本佳子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、坂本佳子氏の選任が承認され就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 当社は、坂本佳子氏の選任が承認され就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を保険会社との間で取締役全員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。坂本佳子氏が選任され就任した場合には、Ｄ＆Ｏ保険の被保険者に含められることとなります。また、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、当社が全額負担しております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、契約を更新する予定であります。

以上

香の川製麺　店舗一覧（2022年3月31日現在）

店舗名	住所	電話番号	営業時間
茨木店	大阪府茨木市上穂東町2-10	072－627－3704	10:00～22:00
羽曳野店	大阪府羽曳野市野々上3丁目7番地1	072-953-6118	10:00～22:00
貝塚店	大阪府貝塚市石才230-1-1	072－432－1303	10:00～22:00
堺宿院店	大阪府堺市堺区中之町東1丁1-30	072-232-1935	10:00～22:00
堺福田店	大阪府堺市中区福田1089-4	072-239-1400	10:00～22:00
美原店	大阪府堺市美原区平尾299-3	072-362-3202	10:00～22:00
守口大日店	大阪府守口市大日東町35-8	06-6905-1985	10:00～22:00
寝屋川昭栄町店	大阪府寝屋川市昭栄町11番40号	072-822-8117	10:00～22:00
泉大津店	大阪府泉大津市千原町１丁目57ー1	0725 - 22 - 2173	10:00～22:00
狭山くみの木店	大阪府大阪狭山市茱萸木4-326-1	072-367-3474	10:00～22:00
住之江店	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目3-14	06-6681-7466	10:00～22:00
古市店	大阪府大阪市城東区古市3-22-23	06-6933-0215	10:00～22:00
長吉店	大阪府大阪市平野区長吉出戸7-2-67	06-6790-1598	10:00～22:00
鴻池店	大阪府東大阪市鴻池町2丁目7番16号	06-4309-2778	10:00～22:00
瓢箪山店	大阪府東大阪市若草町1-1	072-987-6584	10:00～22:00
八尾楠根店	大阪府八尾市楠根4-31-4	072-999-1140	10:00～22:00
枚方招提店	大阪府枚方市西招提町2174-1	072-866-5211	10:00～22:00
枚方津田店	大阪府枚方市津田北町1丁目32-22	072-858-5106	10:00～22:00
西大路七条店	京都府京都市下京区七条御所の内北町92番地	075－321－6326	10:00～22:00
山科店	京都府京都市山科区上花山坂尻町1番地	075-581-1892	10:00～22:00
向日店	京都府向日市鶏冠井町清水11番地	075-933-7176	10:00～22:00
奈良五位堂店	奈良県香芝市瓦口30-1	0745-78-8910	10:00～22:00
法隆寺店	奈良県北葛城郡河合町大字川合938-1	0745-56-5200	10:00～22:00
和歌山次郎丸店	和歌山県和歌山市次郎丸229-1	073-454-8071	10:00～22:00
築地橋店	和歌山県和歌山市舟津町1丁目10番地	073-428-0685	10:00～22:00
和歌山川辺店	和歌山市里10-1	073-462-2250	10:00～22:00
伊川谷店	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1356-1	078-974-4941	10:00～22:00

MEMO

株主総会会場ご案内図

大阪府大東市寺川三丁目12番１号
株式会社フレンドリー本社　１階 会議室

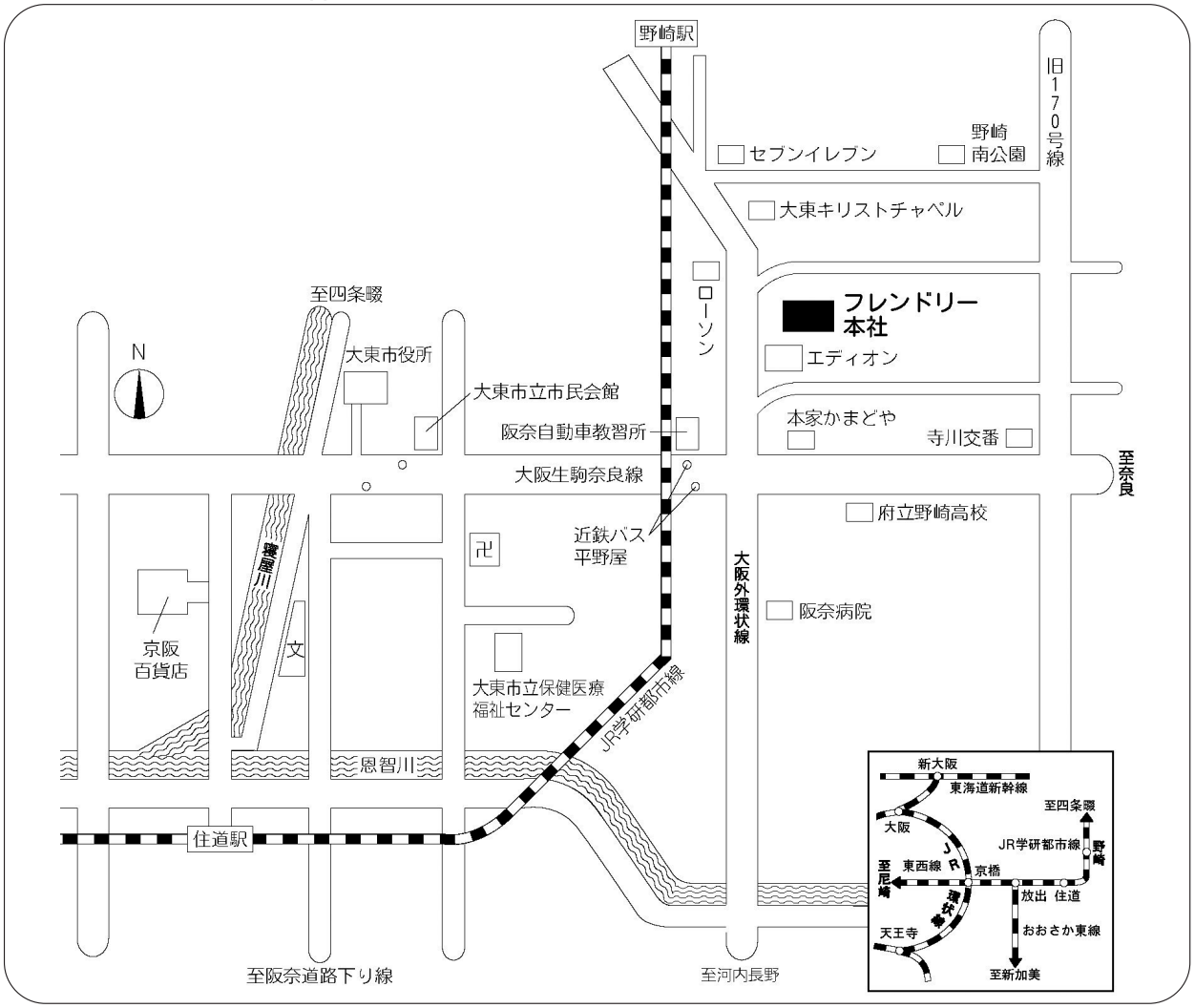

〔交　　通〕JR学研都市線野崎駅から 徒歩 15分
近鉄バス平野屋下車 徒歩 ５分

お 願 い　当日は駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。

〔問合せ先〕株式会社フレンドリー
大阪府大東市寺川三丁目12番１号
電話　072（874）2747（代）

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

1. 会社の現況に関する事項
   - (1) 事業の経過及びその成果
   - (3) 対処すべき課題
   - (4) 財産及び損益の状況の推移
   - (6) 主要な事業内容
   - (7) 主要な営業所及び店舗
   - (8) 使用人の状況
   - (9) 主要な借入先
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
   - (2) 責任限定契約の内容の概要
   - (8) 社外役員に関する事項
4. 会計監査人の状況
5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

株式会社フレンドリー

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.friendly-co.com/ir/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により全国的に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の普及等の効果もあり、新規感染者数が減少に転じ、社会活動に緩やかな回復の兆しがみられる状況となっておりました。しかしながら2022年年初からはオミクロン株の急激な感染拡大が続き、まん延防止等重点措置が改めて発出されました。さらに、国際情勢の緊迫化、原油価格や原材料価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当外食業界においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外食需要が再び減少に転じるなど、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いております。また、テイクアウトやデリバリー販売といった感染動向に左右されにくいビジネス展開に取組む企業の増加など、外食業界をとりまく環境が大きく変化しております。

このような環境のもと、当社は持続的成長且つ収益基盤の安定化に向けた収益力向上を実現するため、以下の取組みを行っております。

①営業施策による売上高・客数向上

当事業年度は、全店舗コロナ禍により営業時間の短縮を行ってまいりましたが、2021年12月27日より全店22時閉店と営業時間の延長を図ることにより今まで以上の売上額を獲得できております。

さらに2022年１月より営業開始時刻を１時間前倒しすることで今まで取り逃がしていたお客様のさらなる集客につながっており、引き続き積極的に営業時間の見直しをテイクアウトやデリバリー需要も含めて検討してまいります。また、新たな商品カテゴリーとして2022年２月より導入しました「丼」の販売が好調であり多数の新規客の獲得につながっております。今後も市場や競合他社との差別化を目指して「うどん」「丼」以外の商品カテゴリーの導入を検討するとともに、テイクアウトやデリバリーにおいても注文率の高い「うどん弁当」を核とした販売拡大や昨年導入した自社アプリを積極的に活用したデジタルマーケティングを強化してまいります。

②原価低減活動の継続実施と生産性のさらなる向上による収益性向上

当社は、2020年8月より収益性をさらに高める観点から、本社の遊休施設を活用して「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、店舗オペレーションの効率化による収益性の向上を図ってまいりました。

今後は、カミサリーの効果を活かした社内加工品目数を増やすことで、さらなる収益性・生産性の向上を目指してまいります。

また、当社の主要食材である小麦・食用油が著しく値上がりしていることから主要食材に依存しない新カテゴリーの「丼」の売上構成比を増加させることにより、原価率上昇を抑制してまいります。

③業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテンデント（３～４店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、スーパーインテンデントの管理業務を支援する情報処理システムを導入し、適切なコストコントロールを全店舗で行い収益改善並びに業績向上を目指してまいります。

当事業年度は新規出店を行っていないため、店舗数は27店舗で前事業年度末から変更ありません。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,746,344千円（前期比7.8%減）、営業損失は301,677千円（前期は営業損失643,484千円）、経常損失は114,810千円（前期は経常損失458,262千円）、当期純損失は158,712千円（前期は当期純損失252,380千円）となりました。

(3) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと考えております。

当社は、過年度において重要な当期純損失を計上し、債務超過となりました。

当事業年度におきましては、2021年12月13日開催の取締役会において、親会社である株式会社ジョイフルを割当予定先とする1,600,000千円の優先株式の発行を決議し、2022年２月18日にその払込手続が完了したことで債務超過は解消いたしました。

しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出により営業時間の短縮が要請されたことなどにより売上高が著しく減少しております。その結果、継続した重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が続いております。

当該状況を解消すべく、当社は持続的成長且つ収益基盤の安定化に向けた収益力向上を実現するため、引き続き以下の取組みを継続していきます。

①営業施策による売上高・客数向上

当事業年度は、全店舗コロナ禍により営業時間の短縮を行ってまいりましたが、2021年12月27日より全店22時閉店と営業時間の延長を図ることにより今まで以上の売上額を獲得できております。

さらに2022年１月より営業開始時刻を１時間前倒しすることで今まで取り逃がしていたお客様のさらなる集客につながっており、引き続き積極的に営業時間の見直しをテイクアウトやデリバリー需要も含めて検討してまいります。

また、新たな商品カテゴリーとして2022年２月より導入しました「丼」の販売が好調であり多数の新規客の獲得につながっております。今後も市場や競合他社との差別化を目指して「うどん」「丼」以外の商品カテゴリーの導入を検討するとともに、テイクアウトやデリバリーにおいても注文率の高い「うどん弁当」を核とした販売拡大や昨年導入した自社アプリを積極的に活用したデジタルマーケティングを強化してまいります。

②原価低減活動の継続実施と生産性のさらなる向上による収益性向上

当社は、2020年8月より収益性をさらに高める観点から、本社の遊休施設を活用して「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、店舗オペレーションの効率化による収益性の向上を図ってまいりました。

今後は、カミサリーの効果を活かした社内加工品目数を増やすことで、さらなる収益性・生産性の向上を目指してまいります。

また、当社の主要食材である小麦・食用油が著しく値上がりしていることから主食材に依存しない新カテゴリーの「丼」の売上構成比を増加させることにより、原価率上昇を抑制してまいります。

③業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテンデント（３～４店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、スーパーインテンデントの管理業務を支援する情報処理システムを導入し、適切なコストコントロールを全店舗で行い収益改善並びに業績向上を目指してまいります。

また、当社は翌事業年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度残ることを想定しており、金融機関等との緊密な連携関係のもと、コミットメントライン契約により十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図りながら、当該状況の解消、改善に努めてまいります。(「個別注記表　重要な後発事象に関する注記」を参照)

期末配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

今後も早期の復配を目指して努力してまいります所存ですので、株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　65　期 2019年３月期	第　66　期 2020年３月期	第　67　期 2021年３月期	第68期(当期) 2022年３月期
売　上　高（千円）	6,875,848	6,749,672	1,894,105	1,746,344
営業損失（△）（千円）	△209,080	△541,650	△643,484	△301,677
経常損失（△）（千円）	△203,507	△522,603	△458,262	△114,810
当期純損失(△)（千円）	△454,533	△2,603,683	△252,380	△158,712
１株当たり当期純損失(△)(円)	△176.39	△915.67	△91.30	△59.78
純　資　産（千円）	1,594,603	△1,028,009	△1,280,436	160,827
総　資　産（千円）	4,981,949	2,937,339	1,561,245	1,200,291
１株当たり純資産額（円）	406.43	△515.89	△607.21	△667.01

（注）1.　１株当たり当期純損失（△）、１株当たり純資産額は、それぞれ期中平均発行済株式数、期末発行済株式数より自己株式数を控除して算出しております。
2.　2018年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失（△)及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容

料理、飲食物の加工・調理販売を主体とするレストラン業であります。

釜揚げ讃岐うどん　香の川製麺　　セルフうどん店　27店舗

(7) 主要な営業所及び店舗

①　主な営業所

区　　分	所　在　地
本　　店	大阪府大東市寺川三丁目12番１号
営　業　店　舗	直営27店舗

②　店　舗

府県別店舗数

業態＼府県	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合　計
釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺	18 店	3 店	1 店	2 店	3 店	27 店

(8) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10 名	△13 名	49.6 歳	19.6 年

（注） 上記使用人の他にパートタイマー248名（164時間／月換算による月平均人数）を雇用しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社ジョイフル	597,500 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	6,180,000株
	A種優先株式	1株
	B種優先株式	1株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	2,855,699株（自己株式　3,718株）
	A種優先株式	1株
	B種優先株式	1株
(3) 株主数	普通株式	4,749名
	A種優先株式	1名
	B種優先株式	1名

(4) 大株主

株主名	持株数				持株比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
株式会社ジョイフル	1,496 千株	－ 千株	－ 千株	1,496 千株	52.46 %
株式会社きずな	155	－	－	155	5.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	65	－	－	65	2.30
吉江克己	40	－	－	40	1.40
前田保	25	－	－	25	0.89
重里育孝	18	－	－	18	0.65

村中いづみ	7	―	―	7	0.25
株式会社ＳＢＩ証券	5	―	―	5	0.20
幸福米穀株式会社	4	―	―	4	0.17
須田智恵	4	―	―	4	0.17

（注）1.　Ａ種優先株式は議決権を有しておりません。
　　2.　Ｂ種優先株式は議決権を有しておりません。
　　3.　持株比率は、自己株式（3,718株）を控除して計算しております。

3.　会社役員に関する事項

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役若林弘之氏、監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏及び監査等委員である社外取締役後藤研晶氏との間で、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(8) 社外役員に関する事項

当社は、2021年６月25日（金）開催の当社第67回定時株主総会にて、定款一部変更の件を決議いただき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

また、同総会にて、監査等委員である取締役３名選任の件を決議いただき、社外監査役である渋谷元宏氏及び後藤研晶氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任いたしました。

監査等委員である社外取締役　渋谷元宏

①　重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏は、しぶや総合法律事務所代表を兼務しております。なお、当社との間には特別の関係はありません。

②　当期における主な活動状況

当期開催の取締役会14回全てに出席し、また監査役会５回、監査等委員会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、2022年2月17日開催の臨時株主総会にて決議いただきました第三者割当によるＢ種優先株式発行の件に関して、独立役員として支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護に関する意見書を2021年12月10日付で提出しております。

監査等委員である社外取締役　後藤研晶

①　重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②　当期における主な活動状況

当期開催の取締役会14回全てに出席し、また監査役会５回、監査等委員会10回全てに出席し、主に親会社である株式会社ジョイフル及び同社の完全子会社である株式会社ジョイフルサービスでの長年の経験から発言を行っております。

4.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で会社法第427条第１項の規定により、法令に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当期に係る報酬等の額	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

（注）1.　当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を行い、前期の会計監査人の監査実績及び職務の遂行状況を評価し、取締役及び経営管理者の意見等を確認の上、当期の監査契約と監査計画の概要及び監査時間・要員計画、報酬見積りの相当性について審議した結果、当期の会計監査人の報酬額に不合理な点はなく相当の範囲内であるものとして、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を監査等委員会で決議しております。その内容は、以下のとおりです。

(1) 会計監査人の解任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その適正な監査の遂行が著しく困難であると認められるときは、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。

(2) 会計監査人の不再任の決定の方針

監査等委員会は、監査等委員会が定める基準に従い、会計監査人を評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など会計監査人の不再任が適当と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

① 基本方針

当社は創立以来今日に至るまで、外食産業を通じてお客様に豊かな食文化を提供することで、企業としての持続的成長を図るべく、その経営管理体制の構築に努めてきたものであるが、今後さらに全役職員が法令遵守と高い倫理観を重視するコンプライアンス経営の徹底、そして収益拡大を図るための事業の効率化、リスク管理の充実化を図るとともに、金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性を確保するため、当社の内部統制システムに関する基本方針を定めるものである。なお、当社の内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を常に検討していくものである。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社の経営理念を全社的に普及浸透させるために、企業行動指針を策定し、これを社内広報システムによって営業店の隅々まで広報する。

イ　当社はコンプライアンス経営の実現を図るために、社内通報制度を定めているが、さらに社内通報制度の存在を広報してその有効性を高め、法令違反行為等の存在が判明した場合にはこれに速やかに対応できるような組織運用を検討する。

ウ　代表取締役のもと、コンプライアンス委員会を設置することにより、行動規範はじめ、コンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めるものとし、問題が発生した場合には内部監査室、監査等委員会などと連携を図るものとする。

エ　当社は財務報告の信頼性を確保するため、関連諸法令を遵守し、「財務報告に係る内部統制」の構築・運用を行う体制を整備する。

(1) 経営理念等の方針に基づき、社内の財務報告に係る内部統制を設計・運用し、原則を逸脱した行為が発見された場合には、適切に是正する。

(2) 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。

(3) 取締役会は、財務報告及び財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。

オ　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。

③　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

ア　当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営を目指して公正に意思決定がなされていることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。

イ　職務執行に係る重要情報、文書については、その管理基準に基づいて作成、保存管理する。

当社における重要情報、文書とは、

株主総会議事録
取締役会議事録
取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
リスク管理報告書
重要な業務執行に関する契約書
その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等

ウ　取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。

エ　内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して監査を行う。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア　当社は、クライシスマネジメントを含む全社的なリスク管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりのリスク管理に関する体制を整備する。

イ　当社は、全社的リスク管理を目的とした危機管理規程を策定する。

ウ　各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、イで定めた危機管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上のリスク管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。

エ　損失が現実化したとき又は損失が現実化するおそれのあるときは、危機管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のもとリスク対策本部を設置する。

オ　当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、若しくは既存のリスクの消滅などに伴い、危機管理規程については適宜見直しを行う。

⑤　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。

イ　効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。

ウ　必要に応じて随時に経営会議を開催し、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。

エ　職務分掌規程、組織・職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化を図るものとする。

⑥　企業集団における業務の適正を確保する体制

グループ経営に関する事項は、親会社において報告・協議するが、当社固有の事項及び具体的な施策に関しては、経営の自主性・独自性を保持する。法令等の遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築している。

また、親会社より取締役（監査等委員である取締役を除く。）の派遣を受けているが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしている。

⑦　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア　当社は、監査等委員会の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。

イ　当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査等委員会補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査等委員会の判断に基づくものとする。

ウ　監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。

⑧　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア　当社は、監査等委員会がその職務を公正に行いうるような以下の体制を整備する。

イ　内部監査室構成員の人事異動等については、監査等委員会の同意を必要とする。

ウ　監査等委員会からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。

⑨　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する事項

ア　当社は監査等委員会による権限行使が適正になされるよう、また監査等委員会の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。

イ　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員及び使用人は監査等委員会に主に以下の報告を行う。

(1) 経営会議で協議した重要事項

(2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実

に関する事項

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実に関する事項

(4) 内部監査の実施状況

(5) 内部通報の内容

(6) その他監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項

ウ　当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑩　その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア　監査等委員は経営会議に出席し、意見を表明することができる。

イ　代表取締役と監査等委員会は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、意思疎通を図ることにより監査業務を効果的なものとする。

ウ　監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う他、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。

エ　当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

（注）　上記基本方針は、2006年５月８日に取締役会決議により制定した内容を、2008年３月14日・2011年３月14日・2012年４月23日・2013年７月16日・2015年５月15日・2022年４月８日に一部修正決議したものであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期に実施した内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

・当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名と監査等委員である取締役３名（監査等委員である社外取締役２名を含む。）が出席しております。

・当期は取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。

・当期はコンプライアンス委員会を12回開催し、内部監査室、監査等委員会等と連携し、財務報告にかかる内部統制を含む内部統制システムの整備・運用の評

価改善に努めました。

・当社では経営理念を実践し、関連法規や社内規程を確実に理解し、実践するために法規遵守ハンドブックを作成し、これを全社員に配布し、職務遂行上必要な法令、法規に関する知識の周知を図っております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する取組みの状況

・当社は職務執行にかかる重要情報、文書を情報管理規程等に基づき、作成、保存管理しております。

・株主総会議事録及び備置書類、取締役会議事録、重要な契約書等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる重要文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管し、重要な経営情報は情報管理規程に基づき適切に管理、バックアップしております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

・当社は危機管理規程に基づき、緊急事態に迅速に対応できる態勢の構築及びその予防を講じております。

・毎月の定例取締役会において、内外から伝達された内部統制に関する重要な情報が報告され、その内容の検討及び対策と是正措置について審議しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

・当社は事業計画に基づき、毎年、年度計画を策定し、月次の業績進捗報告を取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会に報告し、審議しております。

・事業計画の各重点課題については、適時経営会議を開催し、その進捗状況を協議し、必要に応じ対策を検討しております。

⑤ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

・当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役２名を含む監査等委員である取締役３名で構成され、監査等委員である社外取締役には独立性の高い弁護士が１名就任し、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

・当事業年度の監査役会は５回、監査等委員会は10回開催し、監査に関する重要な事項について審議、決議を行っております。なお、当社は2021年6月25日開催の第67回定時株主総会にて、定款一部変更の件を決議いただき、監査等委員会

設置会社へ移行しております。

・監査等委員である取締役は、経営会議及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の意思決定や職務執行の適法性・相当性について監査し必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役社長及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び内部監査室責任者並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

（注）　本事業報告の記載金額・株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。なお、比率は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

〔2022年３月31日現在〕

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**356,546**	**流動負債**	**312,000**
現金及び預金	275,105	買掛金	47,355
売掛金	1,469	1年内返済予定の関係会社長期借入金	93,000
商品	8,627	未払金	102,905
貯蔵品	515	未払法人税等	15,210
前払費用	41,313	未払消費税等	40,234
未収入金	29,425	預り金	5,605
その他の流動資産	88	前受収益	3,360
固定資産	**843,745**	賞与引当金	2,478
有形固定資産	**506,944**	その他の流動負債	1,851
建物	91,873	**固定負債**	**727,463**
構築物	1,534	関係会社長期借入金	504,500
器具備品	5,302	繰延税金負債	8,413
土地	408,234	再評価に係る繰延税金負債	47,134
その他の有形固定資産	0	長期預り金	16,990
無形固定資産	**163**	退職給付引当金	1,716
ソフトウェア	163	資産除去債務	148,709
投資その他の資産	**336,637**	**負債合計**	**1,039,464**
投資有価証券	9,000	（純資産の部）	
長期貸付金	31,827	**株主資本**	**69,697**
長期前払費用	5,045	**資本金**	**50,000**
差入保証金	299,435	**資本剰余金**	**192,754**
貸倒引当金	△8,670	資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	180,254
		利益剰余金	**△158,712**
		その他利益剰余金	△158,712
		繰越利益剰余金	△158,712
		自己株式	**△14,344**
		評価・換算差額等	**91,129**
		土地再評価差額金	91,129
		純資産合計	**160,827**
資産合計	**1,200,291**	**負債・純資産合計**	**1,200,291**

損　益　計　算　書

〔自 2021年４月１日
至 2022年３月31日〕

科目	金額	
	千円	千円
売上高		1,746,344
売上原価		463,303
売上総利益		1,283,040
販売費及び一般管理費		1,584,718
営業損失		301,677
営業外収益		
受取利息	663	
助成金収入	189,593	
その他	53,632	243,889
営業外費用		
支払利息	12,170	
貸倒引当金繰入額	7,760	
その他	37,091	57,022
経常損失		114,810
特別利益		
固定資産売却益	15,481	15,481
特別損失		
減損損失	49,326	49,326
税引前当期純損失		148,655
法人税、住民税及び事業税	15,210	
法人税等調整額	△5,152	10,057
当期純損失		158,712

株主資本等変動計算書

〔自 2021年４月１日
至 2022年３月31日〕

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	100,000	3,055,867	5,278,013	8,333,880	540,000	△10,331,126
当期中の変動額						
新株の発行	800,000	800,000		800,000		
資本金から剰余金への振替	△850,000		850,000	850,000		
準備金から剰余金への振替		△3,843,367	3,843,367	—		
欠損填補			△9,791,126	△9,791,126		9,791,126
当期純損失（△）						△158,712
別途積立金の取崩					△540,000	540,000
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	△50,000	△3,043,367	△5,097,758	△8,141,126	△540,000	10,172,413
当期末残高	50,000	12,500	180,254	192,754	—	△158,712

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△9,791,126	△14,320	△1,371,565	91,129	91,129	△1,280,436
当期中の変動額						
新株の発行			1,600,000			1,600,000
資本金から剰余金への振替			—			—
準備金から剰余金への振替			—			—
欠損填補	9,791,126		—			—
当期純損失（△）	△158,712		△158,712			△158,712
別途積立金の取崩	—		—			—
自己株式の取得		△24	△24			△24
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				—	—	—
当期中の変動額合計	9,632,413	△24	1,441,263	—	—	1,441,263
当期末残高	△158,712	△14,344	69,697	91,129	91,129	160,827

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2.　棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商　　品	総平均法による原価法
貯　蔵　品	最終仕入原価法

3.　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８～34年
器具及び備品	３～６年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益の計上基準

フードサービス事業において、商品の販売を行っております。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は6,577千円減少し、販売費及び一般管理費は6,577千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めることとしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　506,944千円

減損損失　　49,326千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち本社及びカミサリーについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定、将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。新型コロナウイルス感染症について、日本では度重なる緊急事態宣言が発出される等、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も一定程度は残るものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

以下の資産には銀行からの借入債務に対し根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

建物	2,468	千円
構築物	807	千円
土地	129,472	千円
計	132,748	千円

2. 有形固定資産減価償却累計額　2,352,271千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ジョイフル　150,000千円

4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　6,223千円

5. 関係会社に対する金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務　3,876千円

損益計算書に関する注記

1.　関係会社との取引高

仕入高	2,894千円
販売費及び一般管理費	42,970千円
営業取引以外の取引	8,739千円

2.　減損損失

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府他	事業用資産	建物、構築物	49,326
合計			49,326

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当　期　首	増　　加	減　　少	当　期　末
普通株式（株）	2,855,699	—	—	2,855,699
Ａ種優先株式（株）	1	—	—	1
Ｂ種優先株式（株）	—	1	—	1

2.　自己株式に関する事項

株式の種類	当　期　首	増　　加	減　　少	当　期　末
普通株式（株）	3,658	60	—	3,718

（注）普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3.　配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4.　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,955千円
減損損失	226,589千円
資産除去債務	50,695千円
土地評価損	46,508千円
税務上の繰越欠損金	1,799,627千円
その他	1,528千円
繰延税金資産小計	2,127,904千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,799,627千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△328,276千円
評価性引当額小計	△2,127,904千円
繰延税金資産合計	―千円
繰延税金負債	
資産除去債務	8,413千円
繰延税金負債合計	8,413千円
繰延税金負債の純額	8,413千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、フードサービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で６年６ヶ月であります。未払金は、ほとんどが１年以内の支払期日であります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注）を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	299,435	298,681	△753
資産計	299,435	298,681	△753
長期借入金(※)	597,500	591,214	△6,285
負債計	597,500	591,214	△6,285

（※）長期借入金には１年内の返済予定分を含んでおります。

(注)市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	9,000

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時間の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)　時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	―	298,681	―	298,681
資産計	―	298,681	―	298,681
長期借入金	―	591,214	―	591,214
負債計	―	591,214	―	591,214

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
   当社は、大阪府等近畿地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
69,557	70,978

(注１)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注２)当期末の時価は、「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	被所有 直接 52.46%	資金の借入 役員の兼任	第三者割当増資（注１）	1,600,000	―	―
				資金の返済	93,000	1年内返済長期借入金	93,000
						長期借入金	504,500
				利息の支払（注２）	8,739	―	―
				債務保証（注３）	150,000	―	―

（注１）2022年２月17日開催の臨時株主総会で決議された第三者割当増資により、当社発行のＢ種優先株式１株につき1,600,000千円で引受けたものであり、当該第三者割当増資については㈱ジョイフルの長期貸付金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法により行っております。

（注２）資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注３）金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売のみであることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5．収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3.　当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,587
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,469

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　△667円01銭

2.　１株当たり当期純損失　△59円78銭

（注）　算定上の基礎

1.　１株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額	160,827千円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,063,123千円
（うち優先株式払込金額）	(2,000,000千円)
（うち優先配当額）	(63,123千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△1,902,296千円
普通株式の発行済株式数	2,855千株
普通株式の自己株式数	3千株
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,851千株

2.　１株当たり当期純損失

損益計算書上の当期純損失	△158,712千円
普通株式に係る当期純損失	△170,482千円
普通株主に帰属しない金額	11,769千円
（うち優先配当額）	(11,769千円)
普通株式の期中平均株式数	2,852千株

重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約

当社は、2022年５月13日開催の取締役会において個別相対方式によるコミットメントライン契約の締結について決議しました。2022年６月１日付けで契約する予定であり、十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図ることを目的としております。

（１）借入先	株式会社伊予銀行
（２）組成金額	150,000千円
（３）契約締結日	2022年６月１日
（４）契約締結期間	2022年６月１日から2024年５月31日
（５）契約形態	個別相対方式コミットメントライン
（６）資金使途	運転資金
（７）借入金利	変動金利
（８）担保有無	無担保、無保証
（９）財務制限条項	2022年３月期末以降の決算において、各決算期年度の決算の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を０円以上に維持する。

その他の注記

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

株式会社フレンドリー

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　昭　博

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　嵜　　健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フレンドリーの2021年４月１日から2022年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当期の監査の方針、事務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②取締役及び執行役員の競業取引、取締役及び執行役員と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引等に関しては、上記方法のほか、取締役及び執行役員から「職務執行確認書」の提出を求め、調査いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、特に指摘すべき事項はありません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

会社は2022年５月13日開催の取締役会において、財務基盤の安定化を図ることを目的としたコミットメントライン契約を締結することについて決議しております。

2022年５月19日

株式会社フレンドリー　監査等委員会

常勤監査等委員　若　林　弘　之　㊞

社外監査等委員　渋　谷　元　宏　㊞

社外監査等委員　後　藤　研　晶　㊞

以　上